

公益社団法人程ヶ谷基金定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、公益社団法人程ヶ谷基金と称する。

第2条（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。
2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、社会の健全なる発展に資する事業を行い、もって国の繁栄と安定に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

1. この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 男女共同参画・少子化に関する研究活動の支援及びこれに関する顕彰事業
 - (2) ゴルフ場施設を利用した国際友好親善及び青少年育成のための各種事業
 - (3) 地域の文化・スポーツ・国際化等に関する活動の支援・助成事業
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業の実施区域については、原則として、同項第1号は、東京都、同項第2号は、神奈川県、同項第3号及び第4号は、東京都及び神奈川県においてそれぞれ行うものとする。

第3章 社 員

第5条（法人の構成員）

この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

第6条（社員の資格の取得）

この法人の社員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第7条（任意退社）

社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第8条（除名）

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第9条（社員資格の喪失）

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

第10条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第11条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第12条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第13条（招集）

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第14条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第15条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第16条（決議）

1. 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第17条（議事録）

1. 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第18条（役員の設定）

1. この法人は、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

第19条（役員を選任）

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第20条（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、毎事業年度毎に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第21条（監事の職務及び権限）

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第22条（役員任期）

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第23条（役員の解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第24条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

第25条（構成）

1. この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第26条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

第27条（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第28条（決議）

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第29条（議事録）

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

第30条（基本財産）

1. 別表の財産は、この法人の基本財産とする。
2. 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第31条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第32条（事業計画及び収支予算）

1. この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第33条（事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第34条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第35条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第36条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第37条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第38条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第39条（公告の方法）

1. この法人の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は廣幡忠淳とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第30条関係）

財産種別	場所・物量等
株式	程ヶ谷カントリークラブ株式会社A種種類株式

令和2年2月26日改正

令和5年2月22日改正